

**京都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
地区計画の変更（京都市決定）**

都市計画 J R 六地蔵駅北周辺地区地区計画を次のように変更する。

名 称		J R 六地蔵駅北周辺地区地区計画
位 置		京都市伏見区石田桜木の一部
面 積		約 0.8ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	当地区及び J R 六地蔵駅北周辺地区（宇治都市計画区域）は本市南部及び宇治市の北部の交通・商業の拠点として一体的に整備を図るべき場所である。このため、当該地区周辺の鉄道駅や都市計画道路の都市基盤施設の整備と合わせて、商業・業務機能の集積を目的とした施設を適正に配置し、快適で魅力ある都市環境の形成・誘導を図る。
	土地利用の方針	商業・業務機能の施設を集積することにより、合理的で高度な土地利用を誘導する。
	地区施設の整備方針	円滑な車及び歩行者の動線を確保するため、区画道路を配置する。
	建築物等の整備方針	商業・業務機能の集積化を誘導するため、建築物の用途の制限を行うとともに、敷地の細分化による環境の悪化を防止するため、敷地面積の最低限度を定める。
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	区画道路 幅員 12m 延長 約70m
	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 一戸建専用住宅 2 学校（専修学校、各種学校を除く） 3 神社、寺院、教会、その他これらに類するもの 4 工場（建築基準法施行令第130条の6に定めるものを除く） 5 自動車教習所 6 畜舎 7 倉庫業を営む倉庫 8 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を行う施設
	建築物の敷地面積の最低限度	300m ²
備 考		

「区域、地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

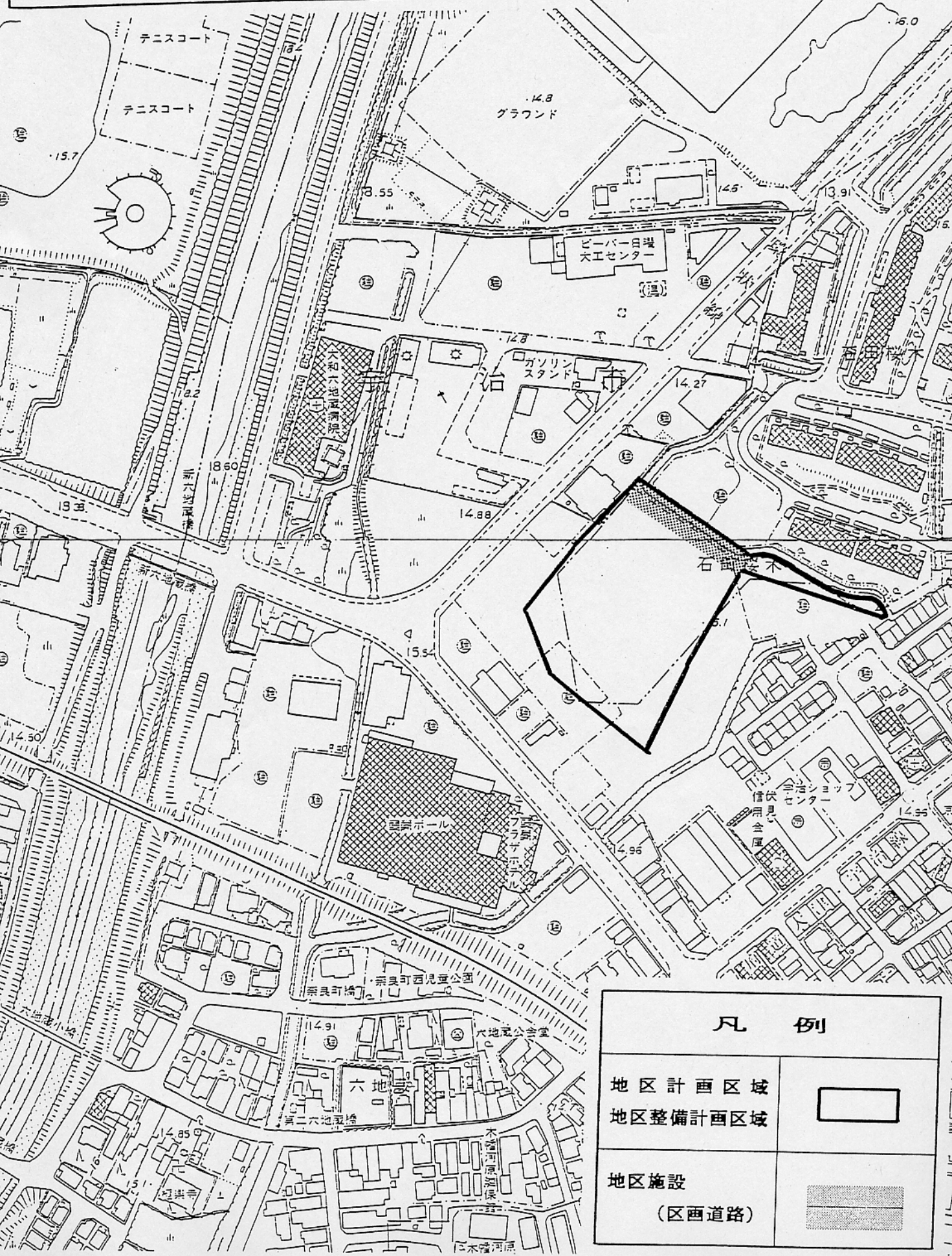
理由

風俗営業等の規制及び業務の適正等に関する法律の一部を改正する法律（平成10年法律第55号）の施行に合わせて地区計画の変更を行うものである。

J R 六地蔵駅北周辺地区地区計画 計画図

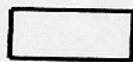
縮尺 1 : 2, 500

京都市石田処理場 坪



凡 例

地区計画区域
地区整備計画区域



地区施設
(区画道路)

